

## Information

### 住民基本台帳カードが、 町外に転出しても継続して利用が可能になります！

これまで町外へ転出した場合、住民基本台帳カードは有効期限内であっても失効していましたが、転入した市町村で届出することで継続利用できるようになります。(国外転出は除きます)

また、継続利用をご希望の場合は、必ず転出届の際に窓口でその旨を伝えてください。「転出届の特例」の対象となります。

#### 転入届の特例による手続きが出来る方

下記の条件を満たしている必要があります。

- ①住民登録を行っている市区町村で、住基カードをお持ちの方および同じ世帯の方
  - ②同時に、同じ住所に引っ越しがされること
  - ③引越し前(または引越しされてから14日以内)に転出届を提出し、引越しされてから14日以内に転入届を提出すること
- \*住基カードが正しく使える状態であり、暗証番号による本人確認が出来る場合に限ります。

#### 転入届の際の注意点

次の全条件を満たしている必要があります。

- ①新住所に住み始めていること

②前住所地市区町村で転出届が受理されていること。受付時に窓口にて、受理確認を行います。

③本人(または同じ世帯の方)が、有効な住基カードを持参していること。同一世帯の方であれば、代理人でも手続きができます。ただし、代理人の方に暗証番号を入力していただきますので、あらかじめご本人様から暗証番号を確認しておいてください。暗証番号の認証に失敗した場合、転入手続きはできますが、住基カードの継続利用手続きはできません。

④4桁のパスワード(暗証番号)の入力ができ、本人確認情報による確認ができること。ただし、暗証番号を忘れてしまった場合や、ロックされてしまった場合(入力を3回間違えると、暗証番号にロックがかかります)には、代わりに運転免許証等による本人確認を行います。

⑤前住所の転出予定日から数えて、転入届の提出日(届出日)が30日以内であること

⑥新住所に住み始めた日から、転入届の提出日(届出日)が14日以内であること

**問** 役場 町民課 戸籍住民係 内線2112

## Information

### 7月9日から外国人住民の登録制度が変更

7月9日に外国人登録制度が廃止され、日本国内に住んでいる外国人の皆さんにも住民票が作成されるようになりました。

**問** 役場 町民課 戸籍住民係 内線2113

#### 対象者

3ヶ月を超える在留期間で日本に滞在し、住所を有する外国人(短期滞在や在留資格がない人は除く)

#### 主な変更点

- ・外国人住民の住民票の写しの交付が、支所や連絡所などでもできます。
- ・同じ世帯に日本人と外国人が一緒にいる場合でも、外国人を含む世帯全員が記載された住民票の写しの交付ができます。
- ・市区町村が変更となる引越しの場合、旧住所地の市区町村で転出の届出をし、転出証明書の交付を受けた後、新住所地の市区町村で転入の届出をする必要があります。また海外へ出国するときも転出の届出が必要になります。
- ・外国人登録証明書に替わり、「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。

区分	外国人登録証明書が「在留カード」または「特別永住者証明書」とみなされる期限	窓口
特別永住者	外国人登録証明書の次回確認日まで	役場 町民課
永住者	2015年7月8日まで ※16歳未満は、16歳の誕生日までに手続きが必要な場合あり	高松入国管理局 松山出張所
上記以外の中長期在留者	在留期間の終了日まで ※16歳未満は、16歳の誕生日までに手続きが必要な場合あり	